

ハラスメント・性暴力等防止声明

国立大学法人東京農工大学は、個人の尊厳と学問の自由を損なう差別やいじめのない大学キャンパスの実現を目指し、教育・研究及び就労環境の整備に努めていくことを宣言します。

本学では、本学の全ての構成員が個人として尊重され、快適で安心のできる環境の中で学び、研究し、働く権利を具体的に保障するため、加害を防ぐとともに構成員への支援強化・相談体制の構築という観点から、教職員及び学生に対するハラスメント・性暴力等に関する啓発・研修の実施、ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に関する規程の制定、ガイドラインの作成、規程等に基づき「ハラスメント・性暴力等防止対策委員会」を設置し、ハラスメント・性暴力等の防止及び対策等に係る体制を構築しています。そして、セクシュアル・ハラスメントを含む性暴力やアカデミック・ハラスメントなど各種のハラスメント・性暴力等をめぐる相談と同委員会への申立てを取次ぐ専門機関として「ハラスメント・性暴力等相談室」を設置しています。この相談室では、専門の相談員がハラスメント・性暴力等を受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。プライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談と苦情申立ての取次ぎに応じます。また、ハラスメント・性暴力等の被害や苦情申立ての相談を受けた教職員や関係者からの相談も受け付けるとともに、事案の内容及び要望等に応じて、学外の関係機関や専門家と連携し、大学として事案に取り組みます。

本学の全ての構成員は、相手の立場を尊重することに努め、人間関係を損ない、個人の尊厳を傷つけることにならぬよう努める義務を負います。特に教育・研究の場においては、指導的立場にある者が意図の有無に関わらず指導関係を権力的に濫用（らんよう）することで指導を受ける立場の者からの信頼を裏切り、時に指導を受ける者の教育を受け研究する権利と自由の基盤を損ないます。このようなアカデミック・ハラスメントが、人権侵害行為になりうることを十分認識して、良好な教育・研究及び就労環境を作るよう努力してください。

本学は、被害者の尊厳と権利を著しく侵害し、回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるハラスメントや性暴力等を決して許さず、安心して学生生活や教育・研究活動を行うことができるキャンパスを、構成員全員で作りにあげていくことを目指します。悪質なハラスメント・性暴力等には、懲戒解雇や退学処分を含む厳しい対応を行います。また、各部局の長は、具体的な施策や措置の実施について責任を負います。

全ての大学構成員が、関連規程を遵守し、ハラスメント・性暴力等防止及び対策ガイドライン、対応フロー図等を参考にして、意識改革と今後の行動指針に活用されることを強く望みます。

国立大学法人 東京農工大学長

千葉一裕